

# 北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111 (内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 規則

- 北海道行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) 二
- 北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則 (地域保健課) 二
- 北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則 (出納局総務課) 三

## 訓令

- 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) 三

## 告示

- 一般競争入札による道有財産(土地)の売払い (管財課) 四
- 公募抽選による道有財産(土地)の売払い (管財課) 五
- 平成十五年准看護師試験の実施 (地域医療課) 六
- 身体障害者福祉法による更生医療を担当させる医療機関の指定 (障害者保健福祉課) 七

- 大規模小売店舗立地法による市町村等の意見 (地域産業課) 八

- 肥料の登録 (道産食品安全室) 八

- 土地改良区の役員住所変更の届出 (土地改良指導課) 八

- 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 九

- 地域森林計画の縦覧 (森林計画課) 九

- 地域森林計画の変更案の縦覧 (森林計画課) 九

- 知事権限に係る保安林の指定 (治山課) 一

- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一

- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一

- 公共測量の実施の通知 (建設部総務課) 一

- 公共測量の終了の通知 (建設部総務課) 一

- 過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行事務の開始 (道路計画課) 二

- 道路の区域の変更 (道路整備課) 二

## 公表

- 知事表彰の受賞者 (人事課) 三
- 職務育成品種の品種登録 (農産園芸課) 三
- 平成十四年度北海道林業改良指導員資格試験の合格者 (森林活用課) 五

## 公告

- 公募型ロボポールの実施 (生活振興課) 一五

## 支庁告示

- 貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し 一六
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 一六

## 道小樽土木現業所告示

- 一般競争入札による道有財産(建物・工作物)の売払い 一六

## 道教育庁石狩教育局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告 一七

## 道教育庁後志教育局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告 一七

## 道教育庁十勝教育局告示

- 一般競争入札の実施 一八

## 道公安委員会告示

- 特定調達契約に係る入札の公告 二一
- 遊技機の認定及び型式の検定等の告示 二二

## 公布された規則のあらまし

### 北海道行政組織規則の一部を改正する規則(規則第九十八号)

- 一 趣旨及び内容  
新たに総務部に団体指導室を設置することとするため、この規則を制定することとした。
- 二 施行期日  
この規則は、公布の日から施行することとした。

### 北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則(規則第九十九号)

- 一 趣旨及び内容  
レジオネラ属菌に係る検査体制の整備を図るよう、レジオネラ属菌試験に係る手数料について定めることとするため、この規則を制定することとした。
- 二 施行期日  
この規則は、公布の日から施行することとした。

### 北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則(規則第一百号)

- 一 趣旨  
公共工事に係る談合等の不正行為を抑制し、また、その事実があったと認められる場合に発注者として適切な対応を行うことができるよう、建設工事請負標準契約書式

平成十四年十一月一日 金曜日

について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 建設工事請負標準契約書式について、次のとおり改正することとした（別記関係）。
  - 談合等不正行為の事実があったと認められる場合には、契約を解除できる旨の規定を追加することとした。
  - 談合等不正行為の事実があったと認められる場合には、契約の解除の有無にかかわらず、賠償金を徴収する旨の規定を追加することとした。
  - その他規定の整備を行うこととした。
- 施行期日
 

この規則は、平成十五年一月一日から施行することとした。

規則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十四年十一月一日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第九十八号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和四十一年北海道規則第二十一号）の一部を次のように改正する。  
第五条第二項中「知事室」の下に「、団体指導室」を加える。

第七条第二項の総務部知事室の事項の次に次の一事項を加える。

総務部団体指導室

- 公益法人の設立及び公益信託の設定並びにこれらの監督に係る事務の総括に関すること。

二 関与団体の点検評価及び運営指導に係る事務の総括に関すること。

第九条第一項の総務課の事項第三号中「道政改革」の下に「（他室の主管に属するものを除く。）」を加え、同事項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第八その二総務部の項の次に次のように加える。

総務部 次に掲げる事務

- 公益法人の設立及び公益信託の設定並びにこれらの監督に係る事務の総括に関すること。
- 関与団体の点検評価及び運営指導に係る事務の総括に関すること。

こと。

別表第八その二総務部総務課の項第二号中「道政改革」の下に「（他室の主管に属するものを除く。）」を加え、同項第五号を削る。

附則

- 施行期日
 

この規則は、公布の日から施行する。
- 経過措置
 

この規則の施行の日の前日において現に次の表の上欄に掲げる本庁の課の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、当該下欄に掲げる本庁の室の相当の職員となるものとする。

総務部総務課（公益法人の設立及び公益信託の設定並びにこれらの監督に係る事務の総括に係る事務を処理すべきこととされて  
いる主幹及び主査に限る。）

総務部団体指導室

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月一日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第九十九号

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道保健所条例施行規則（昭和六十三年北海道規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表水の項中

クリプトスポリジウム指標菌試験	一件につき 四、一六〇円	大腸菌及び嫌気性芽胞菌の各項目
-----------------	-----------------	-----------------

を

クリプトスポリジウム指標菌試験	一件につき 四、一六〇円	大腸菌及び嫌気性芽胞菌の各項目
-----------------	-----------------	-----------------

に

レジオネラ属菌試験	一件につき 一三、〇〇〇円	
-----------	------------------	--

改める。

條 則

1)の限に於て、公債の取上り金に於ては、

公債の取上り金に於ては、前項の規定による賠償の請求をすることができない。

平成十四年十一月一日

北海道庁 長 官

公 債 取 上 金 等 関 連 規 則

公債の取上り金に於ては、前項の規定による賠償の請求をすることができない。

公債の取上り金に於ては、前項の規定による賠償の請求をすることができない。

第43条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決（同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかつたとき。

(2) 乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかつたとき。

(3) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人について、刑法（明治40年法律第15号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

第46条の2 乙は、この契約に関して、第43条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除する可否かを問わず、賠償金として請負代金額の10分の1に相当する額を甲の

指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の請負代金額の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、第30条第4項の規定による工事的引渡しの引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

4 甲は、前項の引渡しを受けた後に第1項又は第2項の賠償金を請求する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、乙の代表者であった者又は構成員であった者に対して当該賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して当該賠償金を支払う責任を負うものとする。（相殺）

指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の請負代金額の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、第30条第4項の規定による工事的引渡しの引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

4 甲は、前項の引渡しを受けた後に第1項又は第2項の賠償金を請求する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、乙の代表者であった者又は構成員であった者に対して当該賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して当該賠償金を支払う責任を負うものとする。（相殺）

第46条の3 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約保証金返還請求権、請負代金請求権その他の債権と相殺することができる。

1)の限に於て、公債の取上り金に於ては、

訓 令

北海道訓令第30号

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年11月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第6の部長の決裁事項の項中「代表課長（）」の次に「総務部団体指導室にあつては団体指導室参事、」を加える。

附 則

この訓令は、平成14年11月1日から施行する。

知 事

北海道告示第1748号

次のとおり一般競争入札により道有財産（土地）を売り払う。

平成14年11月1日

北海道知事 堀 達也

1 入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所 在 地 番 番	面積(m <sup>2</sup> )	入 札 執 行 日 時
留萌 - 1	留萌市沖見4丁目12番62	2,060.64	平成14年11月25日午後2時
江差 - 1	江差町字水堀町92番1外1筆	5,253.45	平成14年11月27日午後1時30分
江差 - 2	江差町字柏町19番2	591.74	平成14年11月27日午後2時
函館 - 3	函館市湯川町2丁目6番4	867.20	平成14年11月28日午前10時

2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- 3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

- (1) 留萌 - 1  
留萌市住之江町2丁目1 - 2

- (2) 留萌 - 1  
北海道留萌支庁総務部会計課管財係  
電話番号 0164 - 42 - 1511 内線 2224

- (2) 江差 - 1～2  
檜山郡江差町字陣屋町336 - 3

- (2) 江差 - 1～2  
北海道檜山支庁総務部会計課管財係  
電話番号 01395 - 2 - 1010 内線 2224

- (3) 函館 - 3  
函館市美原4丁目6番16号

- (3) 函館 - 3  
北海道渡島支庁総務部会計課管財係  
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 2224

4 入札執行の場所

- (1) 留萌 - 1  
留萌市住之江町2丁目1 - 2

北海道留萌合同庁舎2階講堂

- (2) 江差 - 1～2

檜山郡江差町字陣屋町336 - 3

北海道檜山合同庁舎2階202会議室

- (3) 函館 - 3

函館市美原4丁目6番16号

北海道渡島合同庁舎402会議室

5 入札保証金

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

6 郵便又は電報による入札  
認めないものとする。

7 契約保証金

落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は知事が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

9 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 留萌 - 1

提出期限 平成14年11月21日（木）

提出場所 北海道留萌支庁総務部会計課管財係

- (2) 江差 - 1～2

提出期限 平成14年11月25日（月）

提出場所 北海道檜山支庁総務部会計課管財係

- (3) 函館 - 3

提出期限 平成14年11月25日（月）

提出場所 北海道渡島支庁総務部会計課管財係

10 入札執行の公開

入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入

札会場において傍聴の受付を行うものとする。  
なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

11 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者を対象として随意契約を行うこともある。

北海道告示第1749号

次のとおり公募抽選により道有財産（土地）を売り払う。

平成14年11月1日

北海道知事 堀 達也

1 公募に付する土地及び抽選日時

区画番号	所在地番	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	売払価格	抽選日時
苫小牧 - 1	苫小牧市大成町1丁目15番161	宅地	176.16	4,170,000円	平成14年11月21日 午前10時
室蘭 - 1	室蘭市山手町2丁目11番8	宅地	394.97	7,370,000円	平成14年11月22日 午前10時
松前 - 1	松前町字福山229番	宅地	182.30	3,300,000円	平成14年11月22日 午後1時30分
函館 - 1	函館市堀川町52番5外1	宅地	238.02	12,920,000円	平成14年11月28日 午前10時30分

2 応募する者に必要な資格

応募申込日において、北海道内に住所を有する個人又は北海道内に営業所を有する法人で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）でないこと。

3 応募の条件

- (1) 応募区画数は、1世帯（1事業者）につき1区画とする。
- (2) 応募区画の変更は、応募の受付期間内に限って行うことができる。
- (3) 買受者は、土地の引渡しの日から5年間、売払地を引き続き住宅用地として供さなければならぬ。
- (4) 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に売払地における自己所有の戸建住宅（店

舗又は事務所を兼ねた住宅を含むが、アパート等は含まない。）の建設工事を完了しなければならぬ。

- (5) 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に北海道の承認を得ないで、売払地の所有権を移転し、又は売払地に権利の設定をしてはならない。
- (6) 北海道は、買受者に対し、(3)から(5)までの条件の履行状況を確認するため、随時に実地調査をし、又は所要の報告を求めることができる。
- (7) 北海道は、買受者が土地の引渡しの日から5年以内に(3)から(5)までの条件に違反した場合には、売払地の買戻しをすることができる。
- (8) 買受者が(3)から(6)までの条件に違反したときは、北海道が定める金額を違約金として支払わなければならない。

4 応募要領、契約条項その他関係書類を示す場所

- (1) 苫小牧 - 1、室蘭 - 1  
室蘭市幸町9番11号  
北海道胆振支庁総務部会計課管財課係  
電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 2224

- (2) 松前 - 1、函館 - 1  
函館市美原4丁目6番16号  
北海道渡島支庁総務部会計課管財係  
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 2224

5 公募抽選の場所

- (1) 苫小牧 - 1  
苫小牧市旭町2丁目8番15号  
苫小牧道税事務所2階大会議室
- (2) 室蘭 - 1  
室蘭市幸町9番11号  
北海道胆振合同庁舎第1会議室
- (3) 松前 - 1  
松前郡松前町字福山118  
北海道渡島支庁松前総合庁舎2階会議室
- (4) 函館 - 1  
函館市美原4丁目6番16号  
北海道渡島合同庁舎402会議室

6 公募抽選申込書の提出

- (1) 苫小牧 - 1、室蘭 - 1  
公募抽選申込書の提出  
買受者は、次により所定の公募抽選申込書を提出すること。

第 1413 号

報 告 公 開 申 請

提出期限 提出場所	平成14年11月19日(火) 室蘭市幸町9番11号
提出場所	北海道胆振支庁総務部会計課管財係 電話番号 0143-22-9131 内線 2224
(2) 松前 - 1 提出期限 提出場所	平成14年11月19日(火) 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島支庁総務部会計課管財係 電話番号 0138-47-9000 内線 2224
(3) 函館 - 1 提出期限 提出場所	平成14年11月25日(月) 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島支庁総務部会計課管財係 電話番号 0138-47-9000 内線 2224
7 買受予定者の決定方法	一つの区画について、応募資格者が1名のときは、その者を買受予定者として決定し、応募資格者が2名以上いるときは、公開の抽選により買受予定者を決定する。
8 契約書作成の要否及び代金支払方法	契約に当たっては契約書を作成するものとし、売買代金は契約締結と同時に北海道が発行する納入通知書により、指定の場所において一括して納入すること。
9 抽選の公開	抽選を公開するので、抽選の傍聴を希望する者は、抽選時刻の15分前までに抽選会場において傍聴の受付を行うものとする。 なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。
北海道告示第1750号	
保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、平成15年准看護師試験を次のとおり実施する。	
平成14年11月1日	北海道知事 堀 達 也
1 試験会場	
北海道第二水産ビル	札幌市中央区北3条西7丁目1番地
小樽市医師会館	小樽市富岡1丁目5番15号
渡島合同庁舎	函館市美原4丁目6番16号
苫小牧市民会館	苫小牧市旭町3丁目2番2号

岩見沢市コミュニティプラザ	岩見沢市有明町南1番地20
岩見沢市自治体ネットワークセンター	岩見沢市有明町南1番地20
旭川勤労者福祉会館	旭川市6条通4丁目
宗谷合同庁舎	稚内市未広4丁目2番27号
北海学園北見大学	北見市北光235番地
帯広市医師会館	帯広市東3条南11丁目2番地
釧路市生涯学習センター	釧路市幣舞4番28号
2 試験の期日	
平成15年2月18日(火)午前10時から正午まで(2時間)	
3 試験科目	
(1) 解剖生理	
(2) 栄養	
(3) 薬理	
(4) 病理	
(5) 微生物	
(6) 保健医療	
(7) 関係法規	
(8) 精神保健	
(9) 基礎看護	
(10) 成人看護	
(11) 老人看護	
(12) 母子看護	
4 受験資格	
(1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(平成15年3月31日までに修業見込みの者を含む。)	
(2) 厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(平成15年3月31日までに卒業見込みの者を含む。)	
(3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(平成15年3月31日までに修業見込みの者を含む。)	
(4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者(平成15年3月31日までに卒業見込みの者を含む。)	
(5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの	
5 受験願書等の提出先及び提出期間	
(1) 提出先	

- ア 道内に住所を有する者において、その住所地を所管する保健所
- イ 道外に住所を有する者において、北海道保健福祉部地域医療課  
(札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-231-4111 内線 25-385)
- (2) 提出期間
  - ア 平成14年12月16日(月)から20日(金)までとする。
  - イ 郵送の場合は、封筒の表に「准看護師試験願書在中」と朱書きの上、簡易書留又は書留とすること。12月20日(金)までの消印のあるものを有効とする。
  - ウ 直接持参する場合は、各提出先の就業時間中に提出すること。
- 6 提出書類
  - (1) 履歴書 1通
  - (2) 平成15年准看護師試験受験者整理カード(提出前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの写真(裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)を受験者写真台帳の所定欄にはり付けること。) 1通
  - (3) 4の1から4までに該当する者においては、修業(見込)証明書又は卒業(見込)証明書 1通
  - (4) 4の5)に該当する者においては、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面 1通
- 7 受験手数料
- (1) 6,900円に相当する額の北海道収入証紙を受験願書の所定欄にはり付け、出願者の印章又は署名により消印すること。
- (2) 道外の受験者で北海道収入証紙が入手できない場合は、郵便定額小為替によることができる。
- 8 受験票の交付
  - 受験願書を受理したときは、試験会場及び受験上の留意事項を記載した受験票を試験のおおむね1週間前までに受験者に送付する。
- 9 合格の発表
  - (1) 発表日 平成15年3月14日(金)
  - (2) 開覧場所 北海道保健福祉部地域医療課、道立保健所・支所及び小樽市保健所
- 10 合格証書の交付
  - 合格者には、合格証書を交付する。
  - ただし、6の(3)の書類として修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者は、平成15年3月10日(月)までに北海道保健福祉部地域医療課へ修業証明書又は卒業証明書を提出すること。
  - なお、平成15年3月10日(月)までに修業証明書又は卒業証明書を提出することができ

ない者については、平成15年3月31日(月)午後5時15分までに北海道保健福祉部地域医療課へ修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

11 試験結果の口頭開示

- 試験者本人から口頭による開示請求があった場合、次により試験結果を開示する。
- (1) 開示する内容
  - 総合得点
- (2) 開示を行う期間
  - 平成15年3月14日(金)から4月14日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- (3) 開示を行う場所
  - 北海道総務部法制文書課行政情報センター及び各支庁の行政情報コーナー
- (4) 口頭による開示請求に必要な書類
  - 受験者本人であることを証明するもの(運転免許証、旅券等)を持参すること。
- (5) 口頭による開示請求を行うことができる者は受験者本人に限る。また、電話での口頭による開示請求は行うことができない。
- 12 その他
- (1) 受験願書、履歴書及び平成15年准看護師試験受験者整理カードの用紙は、北海道保健福祉部地域医療課及び道内の最寄りの保健所において配布する。
- (2) 受験願書用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書きし、120円切手(1部の場合)をはったあて先明記の返信用封筒(角2号)を同封の上、北海道保健福祉部地域医療課及び道内の最寄りの保健所に請求すること。
- (3) 視覚・聴覚・音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成14年12月2日(月)までに北海道保健福祉部地域医療課まで申し出ること。

北海道告示第1751号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第19条の2第1項の規定により、更生医療を担当させる医療機関を次のとおり指定した。

平成14年11月1日

名	称	所	在	地	北海道知事	堀	達	地
					担当すべき	医療の種類	指定年月日	
愛光会	インター通り	伊達市	松ヶ枝町	30番地	8	中枢神経に関する医療	平成14.11.1	
小児科						耳鼻咽喉科に関する医療	同	
医療法人	耳鼻咽喉科	北見市	三輪	54-8		耳鼻咽喉科に関する医療	同	
麻生	北見病院							

呼 び 名

さわい内科循環器科 クリニック	帯広市西10条南17丁目	口腔に関する 医療	平成14.11.1
たけざわ耳鼻咽喉科	帯広市西19条南3丁目35	小腸に関する 医療 腎臓に関する 医療 耳鼻咽喉科に 関する医療	同
日 鋼 記 念 病 院	室蘭市新富町1丁目5番13号	歯科矯正に関 する医療	同
緑ヶ丘調剤薬局	帯広市西10条南17丁目4番2	—	同
長沼調剤薬局	長沼町銀座南2丁目1番18号	—	同
ないえ調剤薬局	奈井江町134番地2	—	同

北海道告示第1752号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。  
平成14年11月1日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマタ電機テックランド函館店  
函館市亀田本町7番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

北 海 道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他	規格
北海道 第2846号	混合有機質肥料	混合有機	窒素全量7.0 りん酸全量4.0 加里全量1.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	名 生 産 者 所 釧路化成工業株式会社 釧路市大楽毛251番地1 平成14.10.24
北海道 第2847号	魚廃物加工肥料	7.0魚廃物加工肥料	窒素全量7.0 りん酸全量4.0 加里全量2.5		

北海道告示第1754号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、江別土地改良区から、次のとおり役員の変更の届出があった。  
平成14年11月1日

名

- 株式会社函館遊機販売 代表取締役 山本 恭市  
函館市西桔梗町589番地50
- 3 市町村から聴取した意見の概要
    - (1) 市道亀田本町1号線と国道5号との交差点部分の隅切について協議すること。
    - (2) 国道5号拡幅工事に伴う中央分離帯と店舗出入口等について協議すること。
    - (3) 出入口を交差点及び横断歩道から5m以上離す等駐車場法の技術基準を遵守すること。
  - 4 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出はなし。
  - 5 意見の縦覧
    - (1) 縦覧場所  
北海道経済部地域産業課  
北海道渡島支庁商工労働観光課
    - (2) 縦覧期間  
平成14年11月1日（金）から12月2日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に  
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (3) 縦覧時間  
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1753号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。  
平成14年11月1日

理事・氏名	住 更 前 変 更	北海道知事 堀 達 也
監事の別		所

<p>理 事 坂本 厚造 江別市上江別311番地 江別市ゆめみ野南町1番地の1</p> <p>北海道告示第1755号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成14年10月23日、浜益土地改良区の定款の変更を認可した。 平成14年11月1日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 堀 達 也</p>	<p>北海道告示第1756号 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により樹立する、後志胆振、石狩空知、上川北部の3森林計画区に係る地域森林計画の案を森林計画図とともに、次のとおり縦覧に供する。 なお、意見を述べようとする者は、平成14年12月2日までに知事に意見の内容を記載した書面に、「氏名又は名称及び住所と意見を述べる理由」を記載した書面を添えて提出することができる。 その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号 060 - 8588）北海道水産林務部森林計画課とする。 平成14年11月1日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 堀 達 也</p> <p>1 後志胆振森林計画区に係る地域森林計画の案</p> <p>(1) 縦覧図書 後志胆振地域森林計画書（案）及び森林計画図</p> <p>(2) 縦覧場所 ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道後志支庁経済部林務課、北海道道胆振支庁経済部林務課、後志森づくりセンター、胆振森づくりセンター及び胆振森づくりセンター 豊浦事務所 イ 道 有 林 後志森づくりセンター</p> <p>2 石狩空知森林計画区に係る地域森林計画の案</p> <p>(1) 縦覧図書 石狩空知地域森林計画書（案）及び森林計画図</p> <p>(2) 縦覧場所 ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道石狩支庁経済部林務課、北海道空知支庁経済部林務課、北海道後志支庁経済部林務課、石狩森づくりセンター、空知森づくりセンター、後志森づくりセンター及び</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p style="text-align: right;">空知森づくりセンター砂川事務所</p> <p>イ 道 有 林 空知森づくりセンター及び胆振森づくりセンター</p> <p>3 上川北部森林計画区に係る地域森林計画の案</p> <p>(1) 縦覧図書 上川北部地域森林計画書（案）及び森林計画図</p> <p>(2) 縦覧場所 ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道上川支庁経済部林務課及び上川北部森づくりセンター名寄分室 イ 道 有 林 上川北部森づくりセンター</p> <p>4 縦覧期間 自 平成14年11月1日 至 平成14年12月2日</p>	<p>北海道告示第1757号 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により変更する、渡島檜山、胆振東部、日高、上川南部、留萌、宗谷、網走西部、網走東部、釧路根室及び十勝の10森林計画区に係る地域森林計画の変更案を森林計画図とともに、次のとおり縦覧に供する。 なお、意見を述べようとする者は、平成14年12月2日までに知事に意見の内容を記載した書面に、「氏名又は名称及び住所と意見を述べる理由」を記載した書面を添えて提出することができる。 その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号 060 - 8588）北海道水産林務部森林計画課とする。 平成14年11月1日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 堀 達 也</p> <p>1 渡島檜山森林計画区に係る地域森林計画の変更案</p> <p>(1) 縦覧図書 渡島檜山地域森林計画変更計画書（案）及び森林計画図</p> <p>(2) 縦覧場所 ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道渡島支庁経済部林務課、北海道檜山支庁経済部林務課、渡島東部森づくりセンター、渡島西部森づくりセンター、檜山森づくりセンター及び檜山森づくりセンター イ 道 有 林 渡島東部森づくりセンター、渡島西部森づくりセンター及び後志森</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第 1413 号

<p>2 胆振東部森林計画区に係る地域森林計画の変更案</p> <p>(1) 縦覧図書 胆振東部地域森林計画変更計画書 (案) 及び森林計画図</p> <p>(2) 縦覧場所</p> <p>ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道胆振支庁経済部林務課及び胆振森づくりセンター</p> <p>イ 道 有 林 胆振森づくりセンター</p> <p>3 日高森林計画区に係る地域森林計画の変更案</p> <p>(1) 縦覧図書 日高地域森林計画変更計画書 (案) 及び森林計画図</p> <p>(2) 縦覧場所</p> <p>ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道日高支庁経済部林務課及び日高森づくりセンター</p> <p>イ 道 有 林 日高森づくりセンター</p> <p>4 上川南部森林計画区に係る地域森林計画の変更案</p> <p>(1) 縦覧図書 上川南部地域森林計画変更計画書 (案) 及び森林計画図</p> <p>(2) 縦覧場所</p> <p>ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道上川支庁経済部林務課、上川南部森づくりセンター及び上川南部森づくりセンター 富良野事務所</p> <p>イ 道 有 林 上川南部森づくりセンター</p> <p>5 留萌森林計画区に係る地域森林計画の変更案</p> <p>(1) 縦覧図書 留萌地域森林計画変更計画書 (案) 及び森林計画図</p> <p>(2) 縦覧場所</p> <p>ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道留萌支庁経済部林務課、留萌森づくりセンター及び留萌森づくりセンター 天塩事務所</p> <p>イ 道 有 林 留萌森づくりセンター</p> <p>6 宗谷森林計画区に係る地域森林計画の変更案</p>	<p>(1) 縦覧図書 宗谷地域森林計画変更計画書 (案) 及び森林計画図</p> <p>(2) 縦覧場所 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道宗谷支庁経済部林務課及び宗谷森づくりセンター</p> <p>7 網走西部森林計画区に係る地域森林計画の変更案</p> <p>(1) 縦覧図書 網走西部地域森林計画変更計画書 (案) 及び森林計画図</p> <p>(2) 縦覧場所</p> <p>ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道網走支庁経済部林務課、網走西部森づくりセンター及び網走西部森づくりセンター</p> <p>イ 道 有 林 網走西部森づくりセンター</p> <p>8 網走東部森林計画区に係る地域森林計画の変更案</p> <p>(1) 縦覧図書 網走東部地域森林計画変更計画書 (案) 及び森林計画図</p> <p>(2) 縦覧場所</p> <p>ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道網走支庁経済部林務課及び網走東部森づくりセンター</p> <p>イ 道 有 林 網走東部森づくりセンター</p> <p>9 釧路根室森林計画区に係る地域森林計画の変更案</p> <p>(1) 縦覧図書 釧路根室地域森林計画変更計画書 (案) 及び森林計画図</p> <p>(2) 縦覧場所</p> <p>ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道釧路支庁経済部林務課、北海道根室支庁経済部林務課、釧路森づくりセンター、根室森づくりセンター及び釧路森づくりセンター 音別事務所</p> <p>イ 道 有 林 釧路森づくりセンター及び十勝森づくりセンター</p> <p>10 十勝森林計画区に係る地域森林計画の変更案</p> <p>(1) 縦覧図書 十勝地域森林計画変更計画書 (案) 及び森林計画図</p> <p>(2) 縦覧場所</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

報 告 書

北 興 道 公 報

ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道十勝支庁経済部林務課、十勝森づくりセンター足寄事務所、十勝森づくりセンター大樹事務所及び十勝森づくりセンター池田分室

イ 道 有 林 十勝森づくりセンター

II 縦覧期間  
自 平成14年11月1日  
至 平成14年12月2日

北海道告示第1758号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定する。

平成14年11月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除予定保安林の所在 天塩郡豊富町字上サロベツ1594の9から1594の13まで  
場所
- 2 保安林として指定され 土砂の流出の防備  
た目的
- 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

北海道告示第1759号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成14年11月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 保安林の所在場所 亀田郡戸井町字瀬田来町796・797（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、793から795まで
- (2) 指 定 の 目 的 干害の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- イ 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び戸井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 保安林の所在場所 久遠郡大成町字都62の1・68の1・102（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、62の6

- (2) 指 定 の 目 的 落石の危険の防止
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び大成町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1760号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成14年11月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除予定保安林の所在 河西郡中札内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
場所
- 2 保安林として指定され 土砂の流出の防備  
た目的
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び中札内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1761号

釧路町長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年11月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（2級・3級基準点測量）

- 2 作業期間 平成14年10月1日から平成15年3月20日まで
- 3 作業地域 端野町

北海道知事 堀 達 也

**北海道告示第1762号**

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年11月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（座標変換）
- 2 作業期間 平成14年5月31日から9月27日まで
- 3 作業地域 福島町

**北海道告示第1763号**

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

北海道知事 堀 達 也

平成14年11月1日

- |               |                                                |
|---------------|------------------------------------------------|
| 1 路 線 名       | 浜頓別町道浜頓別常磐線                                    |
| 2 工 事 区 間     | 枝幸郡浜頓別町字戸出3961番地7地先から<br>枝幸郡浜頓別町字戸出3967番地1地先まで |
| 3 工 事 の 種 類   | 改築                                             |
| 4 工 事 開 始 の 日 | 平成14年11月13日                                    |

**北海道告示第1764号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年11月1日

**報 告 員 公 司 北 海 道**

- 1(1) 道路の種類 道道
- (2) 路 線 名 平取門別線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長
沙流郡平取町字小平31番4地先から 沙流郡平取町字小平42番1地先まで	前	15.00mから 40.00mまで	600.00m
沙流郡平取町本町37番1地先から 沙流郡平取町字小平42番1地先まで	後	10.50mから 56.00mまで	2,650.00m

国道等との重複区間	縦 覧 場 所
一般国道237号における 10.00mの間	北海道室蘭土木現業所
一般国道237号における 687.00mの間	

- 2(1) 道路の種類 道道
- (2) 路 線 名 パンケ風連線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長
上川郡下川町班溪1325番地先から 上川郡下川町班溪1327番3地先まで	前	10.90mから 10.90mまで	85.50m
上川郡下川町班溪1364番2地先から 上川郡下川町班溪1326番2地先まで	前	26.08mから 37.98mまで	85.50m
上川郡下川町班溪1325番地先から 上川郡下川町班溪1327番3地先まで	後	10.90mから 10.90mまで	85.50m

縦 覧 場 所  
北海道旭川土木現業所

<p>上川郡下川町班溪1364番2地先から 上川郡下川町班溪1326番2地先まで</p>	<p>後 26.19mから 52.58mまで</p>	<p>85.50m</p>	<p>—</p>
<p>3(1) 道路の種類 道道 (2) 路線名 富武士佐呂間線 (3) 道路の区域 区</p>	<p>間 変更前後の別 前 15.29mから 39.04mまで 後 15.29mから 39.04mまで</p>	<p>476.18m</p>	<p>縦 覽 場 所 北海道網走土木現業所</p>
<p>常呂郡佐呂間町字北170番3地先から 常呂郡佐呂間町字北284番7地先まで</p>	<p>前 15.29mから 39.04mまで 後 18.62mから 31.81mまで</p>	<p>487.85m</p>	<p>—</p>
<p>4(1) 道路の種類 道道 (2) 路線名 斜里停車場美咲線 (3) 道路の区域 区</p>	<p>間 変更前後の別 前 11.00mから 38.00mまで 後 11.00mから 38.00mまで</p>	<p>570.00m</p>	<p>縦 覽 場 所 北海道網走土木現業所</p>
<p>斜里郡斜里町港西町1番1地先から 斜里郡斜里町西町4番1地先まで</p>	<p>前 11.00mから 38.00mまで 後 11.00mから 38.00mまで</p>	<p>570.00m</p>	<p>—</p>
<p>公 報</p>	<p>登 別 市 堂 谷 一 雄 同 札幌市東区 島田保久 救急医療功労 室 蘭 市 医療法人社団医修会大川原脳神経外科病院 同</p>		
<p>北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決 定した。 平成14年11月1日</p>	<p>種苗法（平成10年法律第83号）第18条第11項の規定により、次のとおり品種登録がされた。 平成14年11月1日</p>		
<p>北海道社会貢献賞 市(区)町村名 氏 名 又 は 団 体 名 功 績 の 内 容 帯 広 市 市 森 末 克 彦 男 地 域 医 療 功 労 室 蘭 市 市 西 村 昭 男 同 同 登 別 市 市 開 田 吉 廣 同 同 上 磯 町 町 本 間 紀 久 雄 同 同 函 館 市 市 向 山 英 三 同 同</p>	<p>1(1) 品種登録番号及び登録年月日 北海道知事 堀 達 也 第10482号 平成14年9月4日 (2) 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称 たまねぎ 北見交25号 (3) 登録品種の特性の概要 この品種はオランダから導入した種子親「AOPFA」を母とし、北見農業試験場が</p>		

呼 3 1 4 1 1 紙

「札幌黄(端野系)」に由来する系統から育成した花粉親「WTN8785-07B」を父として育成された単交配一代雑種である。

「ツキサツヅ」に比較して草勢はやや弱く、草姿はやや開張型である。草丈は「ツキサツヅ」、「蘭太郎」より低い。倒伏期はやや晩生種の「ツキサツヅ」、「蘭太郎」並からやや遅い。平均一球重は「ツキサツヅ」より大きく、規格内率も「ツキサツヅ」、「蘭太郎」より高い。皮むけは「ツキサツヅ」、「蘭太郎」並に少なく、皮色の濃さは「ツキサツヅ」、「蘭太郎」より優る。形状のそろいは「ツキサツヅ」、「蘭太郎」より優る。肉質、固形分含量並びに全糖含量は「蘭太郎」と同程度で、辛味成分の指標であるピルビン酸含量も「蘭太郎」並である。貯蔵性は「蘭太郎」とほぼ同程度で良好である。腐腐病抵抗性は「ツキサツヅ」並で「蘭太郎」より優る。その他腐敗球や虫害の発生程度は、「ツキサツヅ」、「蘭太郎」と同等である。

「北見交25号」は「ツキサツヅ」に比較して草姿はやや開張し、草勢はやや弱く、一球重は「ツキサツヅ」より大きい。皮色の濃さも「ツキサツヅ」、「蘭太郎」より優り、倒伏期は「蘭太郎」よりやや遅い点で区別性がある。

なお、この品種はそれ自体、三系交配の種子親としての能力に優れ、欧州の花粉親との交配で、欧州では早生で収量性が高く、皮張りの良いF<sub>1</sub>品種を作出することができる。

(4) 育成者権の存続期間  
20年

2(1) 品種登録番号及び登録年月日  
第10631号 平成14年9月30日

(2) 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称  
たまねぎ WTN8785-07B

(3) 登録品種の特性の概要  
この品種は「札幌黄(端野系)」を基礎集団として、昭和48年から自殖、選抜を5世代、集団採種を1世代行い、昭和60年に「W202B」との核置換交配後、昭和61年から「W420(78-1)A」との検定交配を実施し、平成3年に新系統名「WTN8785-07B」を付した細胞質雄性不稔系統の維持系統である。

「北もみじ」、「ツキサツヅ」に比較して初期生育はやや劣り、草姿はやや直立で、葉色及び葉先枯れ程度は同等である。倒伏期は「北もみじ」、「ツキサツヅ」より遅い晩生種である。一球重は「ツキサツヅ」に劣り、「北もみじ」並である。規格内収量は劣るが、親系統としては比較的良好である。球形は地球型で、「北もみじ」に比較して皮むけは少なく、肉質はやや硬い。貯蔵性は「北もみじ」よりやや高い。乾腐病抵抗性は、抵抗性強の「北もみじ」、「ツキサツヅ」より弱く、軟腐病、ボトリチス属菌によ

る葉枯れ性の病害の発生もやや多い。虫害の発生は「北もみじ」、「ツキサツヅ」と同程度である。耐抽台性は「北もみじ」に比べやや劣る。

以上のことから、「WTN8785-07B」は「北もみじ」に比較して、晩生で球は丸くて硬く、貯蔵性は良いが、規格内収量は低く、乾腐病に弱い点で区別性がある。また、「ツキサツヅ」に比較して、晩生で球は小さく、規格内収量は低く、乾腐病に弱い点で区別性がある。

なお、この品種は親としての能力に優れ、F<sub>1</sub>品種「北見交25号」(品種登録番号第10482号)の花粉親として用いられる。

(4) 育成者権の存続期間  
20年

3(1) 品種登録番号及び登録年月日  
第10617号 平成14年9月30日

(2) 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称  
ばれいしよ スタークイン

(3) 登録品種の特性の概要

この品種は、「Atlantic」を母、「Cherokee」を父として育成された既住の育成品種と比較してそうか病抵抗性が最も強く、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を兼備する調理用の品種である。

そう性は中間型で、茎の長さは中、頂小葉及び小葉の形は中間、大きさは中である。花色の一次色は淡い赤紫系で、両面先白の二次色が入る。花粉の多少は少で、結果数は希である。枯凋期は中生である。

塊茎は楕球形で、皮色は白黄色である。表皮の粗滑はやや粗で目の深浅はやや浅である。休眠期間はやや短い。中以上のいも収量は中、上いも数はやや少、上いも平均一個重は中である。でん粉価はやや低である。褐色心腐、中心空洞は微、二次生長はやや少である。

葉巻病及びYモサイク病抵抗性は弱、疫病圃場抵抗性及び塊茎腐敗抵抗性は弱である。そうか病及び粉状そうか病抵抗性はやや強である。ジャガイモシストセンチュウ抵抗性であり抵抗性遺伝子型はH<sub>1</sub>と推定される。

調理後の肉質はやや粉質で、黒変の程度は少、煮くずれはやや多である。食味は中上である。

「男爵薯」と比較して、小葉及び頂小葉が小さい、枯凋期が遅い、塊茎の肉色が黄白色、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性でそうか病にも強い等で、また「農林1号」と比較して、花色が赤紫系、肉色が黄白色、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性でそうか病にも強いこと等で区別性が認められる。

解 公 報 刊 載 北

(4) 育成者権の存続期間  
20年

平成14年10月6日実施の平成14年度北海道林業改良指導員資格試験の合格者は、次のとおりである。  
平成14年11月1日

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	北海道知事 堀 達也
1	5	8	11	14	
3	6	9	12	16	
4	7	10	13		

(合格者名簿は、北海道水産林務部森林環境室森林活用課、各支庁経済部林務課及び各森づくりセンターに備え置き、縦覧に供する。)

公 司

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。  
平成14年11月1日

北海道知事 堀 達也

公 司

- 1 事業概要
- (1) 事業名 市民活動団体動画情報収集事業
- (2) 業務内容 「NPOとは何か」について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく12の活動分野を参考としながら特定の分野に偏らないよう代表事例を取材し、NPOの活動実態を踏まえた画像・テロップ、ナレーションにより視覚・聴覚に直接訴えかけ、効率的に活動の様子などを伝えることができる動画（デジタルビデオ）として記録・編集し、インターネット、磁気媒体、ビデオ等多様な提供手段により具体的かつ詳細に道民にアピールするものを作成する。
- 2 参加資格及び選定基準
- (1) 企画提案書の提出者に要求する資格
- ア NPOやボランティア活動等市民活動の支援や市民活動の促進を図ることを設立目的とした特定非営利活動法人であること。
- イ 道内に活動拠点を有し、札幌市内に連絡・運営拠点を有すること。
- ウ 過去に同様の事業実績を有しているか、又は映像番組製作及びコンピュータ処理の経験・技術を有する者がスタッフとして所属するなど事業実施の能力を有している

- こと。
- (2) 選定基準
- ア 情報収集・情報発信能力
- イ NPO法人の実情を的確に把握した上で、一般市民の目線に立つて分かりやすい内容のものを作成できる能力があること。
- ウ デジタル編集・加工の充実度
- エ デジタルデータの記録、編集、加工等、一般市民が取り扱いやすいものとなっていること。
- オ 新規雇用への対応
- 本業務は、「緊急地域雇用創出特別対策推進事業」に基づき実施されるものであり、緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図るものであること。
- カ 事業実施体制及び専門的な知識
- 本業務を処理するための体制、技術力等を有すること。
- 3 手続等
- (1) 担当部課
- 北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課  
郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 174  
ファクシミリ 011 - 232 - 3965  
メールアドレス kansai.seishin@pref.hokkaido.jp
- (2) 説明書の交付期間、方法及び場所
- 平成14年11月1日（金）から8日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）
- 交付場所は、(1)に同じ
- (3) 資格審査申請書の提出期限等
- 平成14年11月11日（月）午後5時必着
- 提出場所は(1)に同じ。
- 持参又は郵送（郵便書留に限る。）による。
- (4) 企画提案書等の提出
- 平成14年11月18日（月）午後5時必着
- 提出場所は(1)に同じ。
- 持参又は郵送（郵便書留に限る。）による。
- 4 その他
- (1) 契約書作成の要否

- 要 要
- (2) 関連情報を入力するための照会先  
3の(1)と同じ。
  - (3) その他  
詳細は、企画提案説明書による。

収 止 却 長

北海道後志支庁告示第8号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条第1項の規定により公告する。

平成14年11月1日

北海道後志支庁長 浴 山 正 久

- 1 住 所 小樽市色内1丁目12番15号
- 2 商号又は名称 株式会社ローソスび商
- 3 氏 名 藤中 茂
- 4 登 録 番 号 北海道知事(1)小第00139号
- 5 登録取消年月日 平成14年10月23日

北海道網走支庁告示第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年11月1日

北海道網走支庁長 太 田 敏 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 網走市宇天都山67番30、67番31（第1工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 網走市南7条西4丁目7番地の3 株式会社そうけん 代表取締役 中村 信
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年9月12日 網建指第13-6号

興小樽土木現業所告示

北海道小樽土木現業所告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）により道有財産（建物・工作物）を売却しよう。

平成14年11月1日

北海道小樽土木現業所長 井 元 俊 雄

1 入札に付する道有財産（建物・工作物）

物件番号	所 在 地	番 番	建物種目	建物面積 (㎡)
小土-1	虻田郡二セコ町字二セコ510番地1 (道有林野内)		寄 宿 舎	延 379.16
付帯する建物 仮設車庫・仮設物置・給湯施設・給水施設・舗床（駐車場）・排水設及び工作物 備				

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産者で復権を得ない者
- 3 入札申込書及び関係書類、入札心得書及び契約条項その他関係書類を示す場所  
小樽市興沢1丁目21番1号  
北海道小樽土木現業所 企画総務部総務課  
電話 0134-25-2191 内線 229
  - 4 入札執行の場所及び日時  
(1) 入札場所 小樽市興沢1丁目21番1号  
北海道小樽土木現業所 別棟2階会議室
  - (2) 入札日時 平成14年11月29日 午前11時
  - 5 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。  
なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。
  - 6 郵便又は電報による入札認めないものとする。
  - 7 契約保証金  
落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付すること。  
なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は道に帰属する。
  - 8 契約書作成の要否及び代金支払方法

<p>契約書の作成を要し、代金は北海道小樽土木現業所長が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。</p> <p>9 入札参加申込書の提出          入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。          提出期限 平成14年11月18日（月）          提出場所 小樽市豊沢1丁目21番1号          北海道小樽土木現業所 企画総務部総務課管財係</p> <p>10 敷地及び公法上の規制          (1) 同建物の敷地は北海道後志森づくりセンターが管理する土地（面積：1,668.21㎡）          (2) 同建物の地域は自然公園法（昭和32年法律第161号）第17条に基づく第1種特別地域内（二セコ積丹小樽海岸国定公園）          11 その他          (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効する。          (2) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象とした随意契約を行うこともある。          (3) 入札書に記載する金額は、建物に係る消費税及び地方消費税相当額を含めた額とする。          (4) この入札は、公開する。</p> <p style="text-align: center;"><b>興 業 公 開</b></p> <p style="text-align: center;"><b>興 業 公 開 告 示 第 13 号</b></p> <p>北海道教育庁石狩教育局告示第13号          次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。          なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。          平成14年11月1日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁石狩教育局長 大内 主 計</p> <p>1 入札に付する事項          (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）          ア パーソナルコンピュータ 5式 42台×5校（普通科高等学校）          イ パーソナルコンピュータ 2式 7台×2校（肢体不自由障害養護学校）          (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。          (3) 契 約 期 間 平成15年1月6日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成20年12月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。</p>	<p>(4) 納 入 期 日 平成15年1月6日（月）          (5) 納 入 場 所          ア 普通科高等学校          北海道札幌月寒高等学校、北海道札幌丘珠高等学校、北海道札幌白石高等学校、北海道札幌稲西高等学校及び北海道恵庭高等学校          イ 肢体不自由障害養護学校          北海道真駒内養護学校及び北海道手稲養護学校</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格          次のいずれにも該当すること。          (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の質貸借の資格を有すること。          (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。          (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。          (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査          (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。          ア 申 請 の 時 期 平成14年11月1日から15日まで          イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。          ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目          北海道教育庁石狩教育局企画総務課</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所          郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目          北海道教育庁石狩教育局企画総務課          電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 515</p> <p>5 入札執行の場所及び日時          (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階 北海道教育庁石狩教育局会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課）</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第 1413 号

報 告 公 開 事 業 報 告

<p>(2) 入 札 日 時 平成14年11月29日(金)午前10時 (郵送による場合は、平成14年11月28日までに必着のこと。)</p> <p>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</p> <p>6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。</p> <p>7 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課</p> <p>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。</p> <p>8 落札者の決定方法 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。</p> <p>9 契約書作成の要否</p> <p>10 そ の 他</p> <p>(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課</p> <p>イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 515</p>	<p>(4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(6) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(7) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>11 Summary</p> <p>A. Nature and quantity of the products to be procured :</p> <p>a. Personal Computer 42 5 sets</p> <p>b. Personal Computer 7 2 sets</p> <p>B. Bidding date and time :</p> <p>10:00 A. M., November 29, 2002</p> <p>(If mailed, bids must arrive no later than November 28)</p> <p>C. Contact</p> <p>Accounting Division, General Affairs Department, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education Nishi 7, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8549, Japan Phone : 011-231-4111 Ext. 34-515</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>北海道教育庁後志教育局告示第4号</p> <p>次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>平成14年11月1日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁後志教育局長 下 田 清 治</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の名称及び数量(1月当たりの単価) パーソナルコンピュータ 2式 42台×2校(普通科)</p> <p>(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。</p> <p>(3) 納 入 期 日 平成15年1月6日(月)</p> <p>(4) 契 約 期 間 平成15年1月6日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年12月26日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。</p>	<p>北海道教育庁後志教育局告示第4号</p> <p>次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>平成14年11月1日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁後志教育局長 下 田 清 治</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の名称及び数量(1月当たりの単価) パーソナルコンピュータ 2式 42台×2校(普通科)</p> <p>(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。</p> <p>(3) 納 入 期 日 平成15年1月6日(月)</p> <p>(4) 契 約 期 間 平成15年1月6日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年12月26日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(5) 納 入 場 所 北海道書茂別高等学校及び北海道古平高等学校</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。</p> <p>(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならぬ。</p> <p>ア 申 請 の 時 期 平成14年11月1日から13日まで</p> <p>イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入 札 場 所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁3階「1A会議室」（郵送による場合は、郵便番号 044 - 8544 北海道教育庁後志教育局企画総務課）</p> <p>(2) 入 札 日 時 平成14年11月28日（木）午前11時 （郵送による場合は、平成14年11月27日までに必着のと。）</p> <p>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</p> <p>6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。</p>	<p>7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告 平成14年北海道教育庁後志教育局告示第1号</p> <p>8 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交 付 場 所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課</p> <p>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。</p> <p>9 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和5年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定められた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）したものを落札者とする。</p> <p>10 契約書作成の要否 要</p> <p>11 そ の 他</p> <p>(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 3117</p> <p>(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(6) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(7) 詳細は入札説明書による。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第 1 4 1 3 号

報

道教育庁十勝教育局告示

12 Summary  
 A. Nature and quantity of the products to be procured :  
 a. Personal Computer 42 2 sets  
 B. Bid tendering date and time :  
 11 : 00 A. M., November 28, 2002  
 (If mailed, bids must arrive no later than November 27)  
 C. Contact :  
 Accounting Division, General Affairs Department,  
 Shirebeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education  
 Higashi 2, Kita 1, Kutchan-cho, Abuta gun, Hokkaido, 044-8544, Japan.  
 Phone : 0136-22-1111 Ext. 3117

北海道教育庁十勝教育局告示第 8 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年11月1日

北海道教育庁十勝教育局長 井 川 弘

- 1 入札に関する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び数量  
 アイスクリーム充てん機ほか 23台
  - (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書による。
  - (3) 納 入 期 限 平成15年1月31日（金）
  - (4) 納 入 場 所 北海道帯広農業高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
 次のいずれにも該当すること。
  - (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
  - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所  
 北海道帯広市東3条南3丁目  
 北海道教育庁十勝教育局企画総務課学校管理係  
 電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117
- 4 入札執行の場所及び日時
  - (1) 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁4階教育局会議室

- (2) 入 札 日 時 平成14年11月12日（火）午後1時30分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
  - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
  - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号、以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
  - (1) 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目  
 北海道教育庁十勝教育局企画総務課学校管理係
  - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便による入札  
 可（ただし、郵便により入札をした者は再度入札に参加することができない。）  
 なお、郵送による場合は、郵便番号 080 - 8588 北海道教育庁十勝教育局企画総務課学校管理係あてに平成14年11月11日までに必着のこと。
- 8 落札者の決定方法  
 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否  
 要
- 10 そ の 他
  - (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い  
 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
  - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

公 報 十 勝 道 北

ア 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課学校管理係  
 イ 所 在 地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目  
 電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117  
 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。  
 (5) 詳細は、入札説明書による。  
 (6) この入札の執行は、公開する。

北海道教育庁十勝教育局告示第 9 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
 平成14年11月1日

北海道教育庁十勝教育局長 井 川 弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）  
 パーソナルコンピュータ 一式  
 （高等学校42台×2校及び特殊教育諸学校7台 計91台）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成15年1月6日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年12月26日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 納 入 期 日 平成15年1月6日（月）

(5) 納 入 場 所 北海道芽室高等学校、北海道池田高等学校及び北海道帯広盲学校

2 入札に参加する者に必要な資格  
 次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示9号に規定する物品の質貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第

167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の③及び④に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならぬ。

ア 申 請 の 時 期 平成14年11月1日から15日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目  
 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道帯広市東 3 条南 3 丁目  
 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目 北海道十勝支庁 4 階教育局会議室（十勝合同庁舎）（郵送による場合は、郵便番号 080 - 8588 北海道教育庁十勝教育局企画総務課）  
 (2) 入 札 日 時 平成14年11月27日（水）午前10時  
 （郵送による場合は、平成14年11月26日までに必着のこと。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金 入札保証金は免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目  
 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

第 三 十 三 号 報 告 書

北 海 道 公 安 委 員 会 告 示

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額（91台分）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目

電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

II Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

Personal Computer 42 2 sets

Personal Computer 7 1 set

B. Bid tendering date and time :

10: 00 A. M., November 27, 2002

(If mailed, bids must arrive no later than November 26)

C. Contact :

Accounting Division, General Affairs Department,

Tokachi District Bureau of Education, Office of Education

Minami 3-chome, Higashi 3-jo, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-8588, Japan

Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第 100 号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成14年11月1日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

1		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
代表者の氏名		代表取締役	里見 治
製造又は検査を行う事業所の所在地		埼玉県川越市南台一丁目10番地8	
型式	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
区分	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
製造業者名	型式	CR玉緒でトッカン！！W	
型式試験番号	概要	製造業者名 サミー株式会社	
検定年月日	型式試験番号	20057600	
検定番号	検定年月日	平成14年11月1日	
検定の有効期間	検定番号	第20057600号	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	検定の有効期間	公示の日（平成14年11月1日）から3年間	
2		製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8
型式	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
区分	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
製造業者名	型式	CR玉緒でトッカン！！Y	
型式試験番号	概要	製造業者名 サミー株式会社	
検定年月日	型式試験番号	20057700	
検定番号	検定年月日	平成14年11月1日	
検定の有効期間	検定番号	第20057700号	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	検定の有効期間	公示の日（平成14年11月1日）から3年間	
愛知県名古屋市中区見寄町125番地 クイヨーエリック株式会社			

代表者の氏名	代表取締役 佐藤英理子
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市区見寄町125番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRそれ打て雀土南場G
製造業者名	タイヨーエリック株式会社
型式試験番号	20060700
検定年月日	平成14年11月1日
検定番号	第20060700号
検定の有効期間	公示の日(平成14年11月1日)から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号
代表者の氏名	代表取締役 里見 治
製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CR爆モギくたもの王W
製造業者名	サミー株式会社
型式試験番号	20054100
検定年月日	平成14年11月1日
検定番号	第20054100号
検定の有効期間	公示の日(平成14年11月1日)から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号
代表者の氏名	代表取締役 里見 治
製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CR爆モギくたもの王Y
製造業者名	サミー株式会社
型式試験番号	20055200
検定年月日	平成14年11月1日
検定番号	第20055200号

検定の有効期間	公示の日(平成14年11月1日)から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地
代表者の氏名	代表取締役 井置 定男
製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRクレイジーモンスターVX
製造業者名	株式会社ソフエア
型式試験番号	20064000
検定年月日	平成14年11月1日
検定番号	第20064000号
検定の有効期間	公示の日(平成14年11月1日)から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号
代表者の氏名	代表取締役 谷澤 鎌次
製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8
遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	サラリーマンクワロウS
製造業者名	株式会社ロデオ
型式試験番号	24052900
検定年月日	平成14年11月1日
検定番号	第24052900号
検定の有効期間	公示の日(平成14年11月1日)から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号
代表者の氏名	代表取締役 谷澤 鎌次
製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8
遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	スノーキング
製造業者名	株式会社ロデオ

要	型式試験番号	24050100
検 定 年 月 日	平成14年11月1日	
検 定 番 号	第24050100号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年11月1日)から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
型式の種類	ばちんこ遊技機	
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
型 式 名	CRインディアン噓つかないILA	
製造業者名	株式会社ニューギン	
型式試験番号	20055400	
検 定 年 月 日	平成14年11月1日	
検 定 番 号	第20055400号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年11月1日)から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
型式の種類	ばちんこ遊技機	
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
型 式 名	CRインディアン噓つかないILA2	
製造業者名	株式会社ニューギン	
型式試験番号	20065000	
検 定 年 月 日	平成14年11月1日	
検 定 番 号	第20065000号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年11月1日)から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8 株式会社平和	
代表者の氏名	代表取締役 中島 潤	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8	
型式の種類	ばちんこ遊技機	
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
型 式 名	CR・ルパンザサードW	
製造業者名	株式会社平和	
型式試験番号	20059300	
検 定 年 月 日	平成14年11月1日	
検 定 番 号	第20059300号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年11月1日)から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8 株式会社平和	
代表者の氏名	代表取締役 中島 潤	

11

型式 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ  
型 式 名 CR・ルパンザサードA  
製造業者名 株式会社平和  
型式試験番号 20054700

検 定 年 月 日 平成14年11月1日  
検 定 番 号 第20054700号

検定の有効期間 公示の日(平成14年11月1日)から3年間  
検定申請者の氏名 群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8  
又は名称及び住所 株式会社平和  
代表者の氏名 代表取締役 中島 潤

製造又は検査を行  
う事業所の所在地 群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8

12

型式の種類 ばちんこ遊技機  
遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ  
型 式 名 CR・ルパンザサードY1  
製造業者名 株式会社平和  
型式試験番号 20054900

検 定 年 月 日 平成14年11月1日  
検 定 番 号 第20054900号

検定の有効期間 公示の日(平成14年11月1日)から3年間  
検定申請者の氏名 群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8  
又は名称及び住所 株式会社平和  
代表者の氏名 代表取締役 中島 潤

製造又は検査を行  
う事業所の所在地 群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8

13

型式の種類 ばちんこ遊技機  
遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ  
型 式 名 CR・ルパンザサードW  
製造業者名 株式会社平和  
型式試験番号 20059300

検 定 年 月 日 平成14年11月1日  
検 定 番 号 第20059300号

検定の有効期間 公示の日(平成14年11月1日)から3年間  
検定申請者の氏名 群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8  
又は名称及び住所 株式会社平和  
代表者の氏名 代表取締役 中島 潤

14	製造又は検査を行う事業者の所在地	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8
	遊技機の種類	ばちんこ遊技機
型式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	C R ・ルパンザサードX1
製造業者名	株式会社平和	
型式試験番号	20060900	
検定年月日	平成14年11月1日	
検定番号	第20060900号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年11月1日)から3年間	
製造又は検査を行う事業者の氏名又は名称及び住所	製造申請者の氏名	愛知県名古屋市中東区大幸一丁目10番15号
	代表者の氏名	代表取締役 伊藤 二博
15	製造又は検査を行う事業者の所在地	愛知県名古屋市中東区大幸一丁目10番15号
	遊技機の種類	ばちんこ遊技機
型式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	C R どりりんぱ
製造業者名	株式会社銀座	
型式試験番号	20035900	
検定年月日	平成14年11月1日	
検定番号	第20035900号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年11月1日)から3年間	
製造又は検査を行う事業者の氏名又は名称及び住所	製造申請者の氏名	愛知県名古屋市中東区大幸一丁目10番15号
	代表者の氏名	代表取締役 伊藤 二博
16	製造又は検査を行う事業者の所在地	愛知県名古屋市中東区大幸一丁目10番15号
	遊技機の種類	ばちんこ遊技機
型式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	C R どりりんぱ2
製造業者名	株式会社銀座	
型式試験番号	20042800	
検定年月日	平成14年11月1日	
検定番号	第20042800号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年11月1日)から3年間	

17	製造又は検査を行う事業者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中東区大幸一丁目10番15号
	代表者の氏名	代表取締役 伊藤 二博
型式の概要	遊技機の種類	ばちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	C R どりりんぱ3	
製造業者名	株式会社銀座	
型式試験番号	20058600	
検定年月日	平成14年11月1日	
検定番号	第20058600号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年11月1日)から3年間	
製造又は検査を行う事業者の氏名又は名称及び住所	製造申請者の氏名	東京都千代田区外神田六丁目11番11号
	代表者の氏名	代表取締役 根津 友幸
18	製造又は検査を行う事業者の所在地	千葉県山武郡山武町木原草刈山2337番地1
	遊技機の種類	回胴式遊技機
型式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	カッセンジャー
製造業者名	株式会社イレブン	
型式試験番号	24019100	
検定年月日	平成14年11月1日	
検定番号	第24019100号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年11月1日)から3年間	
製造又は検査を行う事業者の氏名又は名称及び住所	製造申請者の氏名	東京都千代田区外神田六丁目11番11号
	代表者の氏名	代表取締役 根津 友幸
19	製造又は検査を行う事業者の所在地	千葉県山武郡山武町木原草刈山2337番地1
	遊技機の種類	回胴式遊技機
型式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	ランター30
製造業者名	株式会社イレブン	
型式試験番号	24030100	

検 定 年 月 日	平成14年11月1日
検 定 番 号	第24030100号
検定の有効期間	公示の日(平成14年11月1日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
代表者の氏名	代表取締役 里見 治
製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8
型式	ばちんこ遊技機
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
製造業者名	ＣＲ爆モギくたもの王Z
型式試験番号	サミー株式会社 20063500
検 定 年 月 日	平成14年11月1日
検 定 番 号	第20063500号
検定の有効期間	公示の日(平成14年11月1日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和
代表者の氏名	代表取締役 中島 潤
製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
型式	遊技機の種類 ばちんこ遊技機
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
製造業者名	ＣＲ・ルパンザサーボZ
型式試験番号	株式会社平和 20061400
検 定 年 月 日	平成14年11月1日
検 定 番 号	第20061400号
検定の有効期間	公示の日(平成14年11月1日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社ネット
代表者の氏名	代表取締役 国本 幸司
製造又は検査を行 う事業所の所在地	大阪府八尾市沼2丁目4番1号
型式	遊技機の種類 回胴式遊技機
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号

型式	モゲモゲウリソカザン
製造業者名	株式会社ネット
型式試験番号	24058400
検 定 年 月 日	平成14年11月1日
検 定 番 号	第24058400号
検定の有効期間	公示の日(平成14年11月1日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
代表者の氏名	代表取締役 松元 邦夫
製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
型式	ばちんこ遊技機
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
製造業者名	ＣＲにゃんにゃんポードムR
型式試験番号	株式会社藤商事 20060400
検 定 年 月 日	平成14年11月1日
検 定 番 号	第20060400号
検定の有効期間	公示の日(平成14年11月1日)から3年間